

空き家対策勉強会開催される

平成27年3月30日、衆議院議員会館・会議室において、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会副幹事長・伊藤渉衆議院議員、同幹事・國重徹衆議院議員と全調政連・横山一夫会長、同・椎名勤幹事長及び日調連・林千年会長、同・岡田潤一郎副会長が出席し、空き家対策に関する勉強会が開催された。

その中で、先に発表された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関する基本指針においては、自治体が協議会を設置する際の構成員及び空き家の立ち入り調査に際し、土地家屋調査士の活用が明記されたが、実際に各自治体が土地家屋調査士を活用するに至るには、なお自治体に対し土地家屋調査士の役割を具体的に説明する必要があるだろう、とのことで意見が一致した。

土地家屋調査士の知名度が低いことが要因となっている。

土地家屋調査士の活用については、公明党地方組織の支援も約束されたが、各単位会と単位調政連の連携による積極的な活動が重要な役割を担うことが確認された。

現在、1700余の自治体の内、401の自治体が空き家対策に関する条例を制定しているが、その詳細は、インターネットにより知ることができる。

既に、土地家屋調査士が空き家対策審議会の構成員に選任されている自治体もあり、選任を目指した活動を展開している単位調政連もある。

全調政連においては、迅速な情報収集に努め、各単位政連への伝達に努めるものである。

また、同法にかかる付帯決議の実現について両議員にお伺いしたところ、付帯決議は、法的拘束力がないところから機会あるごとにその実現の必要性を訴えることが重要である旨の意見が述べられた。



伊藤渉衆議院議員、國重徹衆議院議員

岡田副会長、林会長、横山会長、椎名幹事長